

大山町介護保険事故報告取扱要領

(趣旨)

第1 介護保険サービス事業所（以下「事業所」という。）が厚生労働省令で定める基準に基づいて介護サービス（以下単に「サービス」という。）の提供により発生した事故（以下単に「事故」という。）について大山町（以下「町」という。）に対して報告を行う場合の当該報告の内容及び方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事故の範囲)

第2 事業所が町に報告する事故は、次に掲げる場合とする。なお、以下ア～ウのことに留意すること。

- (1) サービス提供中に、利用者が死亡した場合
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
- (3) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合
- (4) その他、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故、個人情報の漏えい（疑い含む）等が発生した場合

ア 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。また、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

イ 事業所側の過失の有無は問わない。

ウ 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てから死亡に至った場合は、事業所は速やかに町へ連絡し、町の指示があれば、報告書を再提出すること。

第3 第2の事故について、関連する他の法令に定める届出義務がある場合は、それに従うものとする。

(事故の報告)

第4 事業所は、第2に定める事故が発生したときは、次に掲げる方法により町に報告するものとする。

- (1) 報告は、別紙様式「事故報告書」によるものとする。
- (2) 事故報告は、原則、電子メールにより提出すること。
- (3) 無届けでの外出及び個人情報の漏えい事故の場合も、同様式を使用すること。
- (4) 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- (5) その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告すること。
- (6) 報告先は以下のとおりとする。ただし、事業所の所在する市町村と、事故対象者が属する介護保険者が異なる場合は、双方に報告するものとする。他市町村に報告する場合は当該市町村の指示によるものとする。

大山町長寿支援課 電子メールアドレス：choju@town.daisen.lg.jp

〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 467 番地 保健福祉センターなわ
電 話：0859-54-5207 ファクシミリ：0859-54-5087

(報告に対する町の対応)

第5 町は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資する観点から、次のとおり対応するものとする。

- (1) 事業所の事故処理が誠意を持って行われ、苦情又はトラブルが発生しないよう、必要な指導を行う。
- (2) 利用者又はその家族等から事業所の対応に関して苦情があった場合は、適宜事業所に事実確認を行うとともに、利用者又はその家族等に対し、苦情申し立ての制度を紹介する。
- (3) 事業所が運営規準に違反している恐れがあると判断される場合は、鳥取県に連絡を行うなど、その他、保険者として必要な措置をとる。
- (4) 他市町村（保険者）が関連する事故の場合は、当該他市町村と連携を図り、必要な措置をとる。
- (5) 必要に応じて事故に伴う関連事業者への情報提供及び注意の喚起を行う。

附 則

この要領は、平成20年8月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。